

七 河川砂利基本対策要綱の改定及びその運用について

河川砂利基本対策要綱の改定及びその運用について

昭和四十九年四月三十日建設省告示
〔各地方建設局長、北陸道管轄県知事並て建設事務次官〕

もについては、別途その取扱い方を通知する予定である。

なお、新たな要綱に基づき具体的な措置を講ずるため特に必要な

河川砂利を定期的に供給するにとが要請されている現状にかん

昭和四一年に河川砂利対策にに対する建設省の基本的な方針として

河川砂利基本対策要綱を策定して以来、同要綱に基づき、砂利等採

取許可規則並びに砂利等の採取に関する基本計画及び規制計画の衆

河川砂利基本対策要綱を策定して以来、同要綱に基づき、砂利等採

(2) 河川砂利の用途規制について

河川砂利の計画的採取等骨材供給施策の円滑な推進を図るために、関係各省その他の関係機関とともに連絡調整を行つとともに、砂利対策協議会の充実を図る。

等